

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (VI)—  
**徳島県動物愛護管理センターの概要**  
 ～人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくりをめざして～

篠原 敬<sup>†</sup> (徳島県動物愛護管理センター所長)



1 はじめに

徳島県動物愛護管理センター(以下「センター」という.)は、人と動物の共生を目指して、広く県民に動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行うとともに、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策と動物愛護対策を一元化し、本県動物愛護管理行政の中核施設として平成15年4月に開設した(図1)。

この度、本誌「地方行政における動物の福祉・愛護への取り組み」と題するシリーズ企画により、本誌に掲載という貴重な機会をいただいたので、センターの事業概要、重点事業及び動物愛護管理推進計画等を含め本県動物愛護管理行政の概要について紹介する(図2)。

2 施設の概要

- (1) 敷地面積 14,400m<sup>2</sup>
- (2) 建物延べ床面積 1,436m<sup>2</sup>
  - ア 動物愛護管理棟 770m<sup>2</sup>  
多目的ホール、展示コーナー、事務室、会議室、検査室、診察手術室等(図3)
  - イ 収容棟 475m<sup>2</sup>  
成犬保護房、仔犬・猫保護室、健康管理室、病性鑑定室等(図4)
  - ウ その他 ふれあいサークル、屋外便所、ドッグラン等

3 事業の概要

- (1) 動物愛護事業
  - 動物愛護事業については、(社)徳島県獣医師会に業務委託している。
  - ア 動物ふれあい(移動)教室(図5)  
動物とのふれあいを通じて、人と動物との係わりや



図1 動物愛護管理センター正門



図2 愛護管理棟、ふれあいサークルなど

犬や猫の正しい飼い方、命の大切さ等を学んでもらうため、ふれあい教室については、土日・祝日を中心に年間80回程度開催している。また、移動教室については、開催要請に応じて小学校等に出向き実施しており、年間10回程度実施している。

イ 動物ふれあい訪問

ふれあい動物とともに県内の福祉施設を訪問し、動物とのふれあいによる精神的な安定等に役立てている。

<sup>†</sup> 連絡責任者：篠原 敬 (徳島県動物愛護管理センター)

〒771-3201 名西郡神山町阿野字長谷333

☎088-636-6122 FAX 088-636-6123

E-mail : shinohara\_takashi\_1@pref.tokushima.lg.jp



図3 診察手術室



図4 成犬保護房



図5 動物ふれあい教室（訪問）



図6 夏休み一日飼育体験

### ウ 犬のしつけ方教室

現在犬を飼っているまたはこれから飼い始める人を対象に、正しいしつけ方や問題行動への対処法などについて、犬によるデモンストレーションとともに獣医師や訓練士による講習を実施しており、日曜日を中心に月1回程度開催している。

### エ 夏休み一日飼育体験（図6）

日ごろセンタースタッフがやっている業務の一部を実際に子ども達に体験してもらい、動物の正しい飼いや接し方を学んでもらうため、小学校高学年を対象

に実施している。

### オ 動物愛護啓発イベントの開催

#### （ア）動物ふれあいフェスタ

春のイベントとして開所年から実施している。

#### （イ）動物愛護のつどい

昭和56年から動物愛護週間行事として実施している。

#### （ウ）BOWBOW CLEAN UPとくしま（図7）

吉野川河川敷公園での清掃活動を通じて散歩時のマナーアップ啓発事業として実施している。





図7 BOWBOW CLEAN UPとくしま

表1 犬猫の収容状況の推移

単位：頭

年度	犬						猫					殺処分 数計
	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡	殺処分	引取	負傷	返還	譲渡	殺処分	
21	1,579	797	44	151	181	2,088	2,110	50	20	17	2,123	4,211
20	2,062	1,023	36	190	174	2,757	2,457	61	8	43	2,467	5,224
19	2,218	1,304	47	162	162	3,245	2,767	59	12	42	2,772	6,017
18	2,896	1,575	72	175	170	4,198	3,232	60	8	48	3,236	7,434
17	2,754	1,986	55	122	102	4,558	3,181	34	10	37	3,163	7,721
16	3,238	2,178	75	118	134	5,229	3,188	45	2	29	3,197	8,426
15	4,350	2,389	70	137	101	6,571	3,637	67	3	9	3,692	10,243

### (エ) 動物愛護シンポジウム

これまでに、「避妊去勢手術について考える」(平成19年)、「崖っぶち犬リンリンとその背景」(平成20年)、「飼い猫・野良猫・地域猫～地域猫という考え方～」(平成21年)、「介助犬とともに歩む」(平成22年)などを実施している。

### カ 負傷動物の治療

道路等公共の場所で負傷した飼い主不明の犬猫等負傷動物(年間100頭程度)の収容と治療を実施している。

### キ 犬猫等動物の譲渡事業

収容された犬や猫にできる限り生存の機会を与え、殺処分数の削減を図るとともに、模範的な飼い主を創出するため、収容した犬や猫の中から健康で人との共同生活に順応する動物を譲渡している。

#### (ア) 飼い主をさがす会

毎月第2, 第4日曜日に開催している。譲渡会開催日の2週間前までに譲渡申請書を提出してもらい、譲渡の可否について審査の後、譲渡講習会受講、誓約書の提出等の手続を経て動物を譲渡している。

### (イ) 団体譲渡制度

新たな飼い主を探す活動を行っている団体又は個人(以下「団体等」という。)であって一定の要件を満たした団体等は、センターに譲渡団体等として登録することができるもので、これら団体等を通じて新たな飼い主をさがす制度である。

### (ウ) 譲渡動物の一時保管制度

譲渡対象動物の譲渡機会の増加を目的として実施するもので、飼い主をさがす会において2回以上譲渡動物として提供したにもかかわらず譲渡者が決定しなかった動物について譲渡されるまでの間、協力者に一時保管を依頼するものである。

### (2) 動物管理事業

#### ア 放浪犬の保護・収容(表1)

県民からの捕獲・収容依頼や苦情相談等の実状にそって、保護・収容された犬は、センターで7日間収容している。これら収容動物の1頭でも多くの犬が飼い主の元へまたは、新しい飼い主が見つかるよう収容動物の情報をホームページに掲載している。

なお、ホームページには飼い主の元から行方不明と

表2 人口1万人あたりの殺処分頭数（ワースト）

年度	単位：頭						
	15	16	17	18	19	20	21
	125.5 (1位)	103.4 (3位)	95.4 (3位)	91.0 (3位)	74.2 (4位)	65.8 (4位)	53.4
	地球生物会議 ALIVE 調べ						

なった動物や一般家庭で保護されている動物についての情報についても掲載している。

#### イ 犬猫の引取り

飼い主のいない（不明）或いは、やむを得ない理由により飼えなくなった犬・猫の引取りを実施している。

#### ウ 引取り依頼者に対する指導

引取り依頼者に対しては、基本的にセンター等に引取りを求めることが、一部の譲渡対象動物を除き、その動物を殺処分することとほぼ同じことを意味するものであることを説明している。

特に、飼養動物の引取りを求める者に対しては、その理由を聴取した上で、飼養の継続や新たな飼い主をさがすこと、親犬・猫への不妊・去勢手術の実施、屋内飼養等について指導し、さらに引取りを求める場合にあっては、啓発ビデオ（収容、殺処分の様子）を視聴させた上で引取りの手続きを実施している。

また、飼い主のいない（不明）動物の引取り依頼者に対しては、新たな飼い主をさがす等の協力を求めた上で、引取りの手続きを実施している。

#### エ 犬猫の返還

センターに収容された犬や猫の内飼い主の判明したものについて、飼い主への返還を実施している。

#### オ 動物取扱業の登録・監視指導

県下には、300件以上の動物取扱業者が登録されており、そのうち250件以上がセンター管内において営業している。これら施設の監視指導を効率的かつ確実に実施するため、動物の飼養頭数別に6つカテゴリーに区分し、カテゴリーごと監視指導回数等を設定した動物取扱業監視指導計画を策定し、動物取扱業者の監視指導を実施している。

監視指導にあたっては、取り扱う動物の管理の方法等について飼養施設に立入調査し、監視指導票を交付するとともに、不適正な取扱いや法令違反またはそのおそれがある事実については、必要に応じて指導を行い適正な措置を講じさせることとしている。

なお、本年7月には、不適正な飼養を続ける動物取扱業者について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物取扱業の登録を取り消した。

#### カ 特定動物の飼養及び保管の許可・監視指導

センター管内の特定動物の飼養及び保管の許可・監視指導を実施している。

表3 猫の収容状況（平成21年度）

	引取数 (%)	飼い主		負傷	返還	譲渡	殺処 分数
		あり	不明				
		(%)	(%)				
成猫	569 (27)	88	481	34	7	6	590
子猫	1,541 (73)	189	1,352	16	13	11	1,533
計	2,110	277 (13.1)	1,833 (86.9)	40	20	17	2,123

#### キ 適正飼養ガイドライン

飼い主のマナー欠如や多頭飼育による近隣への迷惑行為やみだりな繁殖に伴う動物の遺棄、野良犬や野良猫に対する無責任な餌やり行為などが動物愛護管理や地域住環境の面から社会問題となっていることから、事例に応じた助言指導や問題解決のための地域住民による取り組みを支援するため、課題ごとに適正飼養ガイドラインの作成を順次行っている。

平成20年度に猫の適正な飼養と飼い主のいない猫による問題などの対応の一助として「ねこ適正飼養ガイドライン」を策定した。

#### 4 動物愛護管理に関する現状と課題（犬猫の収容・殺処分状況を中心として）

徳島県における人口1万人あたりの犬・猫の殺処分頭数は、平成15年度のセンター開所当初には、本県が全国1位で125.5頭、平成20年度は65.8頭とほぼ半減しているが、今なお全国4位に止まっている（表2）。

殺処分される猫のすべて及び犬の約4割が行政への引取りを依頼されたものであり、その他の犬猫も県民のモラル、知識の不足、愛護精神の欠如などに起因するみだりな繁殖、不適切な管理や遺棄、無責任な餌やり行為などが招いた結果、保健所やセンターに収容されたものである。

犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度、抑留や県条例に基づく係留義務等法的な規制により、収容頭数（捕獲数、引取数）・殺処分頭数とも平成15年度当初の3分の1以下に減少しており、今後もこの減少傾向が期待できるものと推測している。

一方、猫については、犬と異なり法的な規制がなく、その飼養形態から適正な繁殖制限が困難なことからここ3年間は減少傾向がうかがえるものの、殺処分頭数に大きな変化はない（図7）。

県下の保健所やセンターに収容される猫は、その全てが住民からの引取依頼に基づき収容されるものであり、その内訳は、不妊手術をしていない等不適正飼養による飼い主の引取依頼によるもの（13.1%）と、飼い主不明

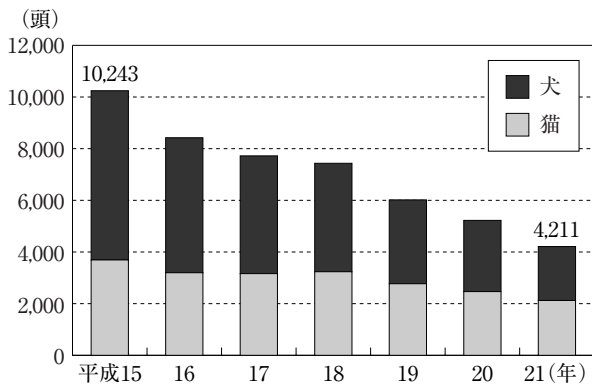


図8 犬猫の殺処分頭数

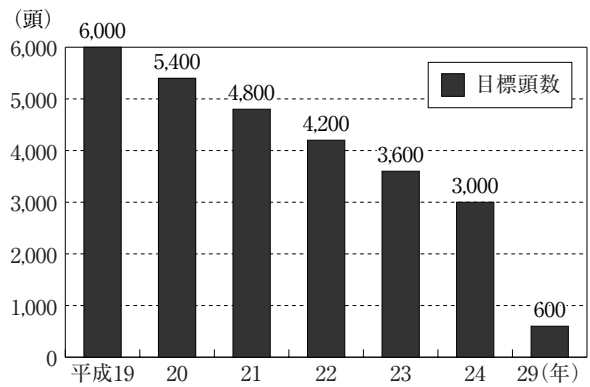


図9 収容動物の殺処分数(目標)

の猫(捨て猫、野良猫の産んだ子猫等)の住民の引取依頼によるもの(86.9%)で子猫がほとんどである(73.0%)(表3)。

このことから、殺処分頭数を削減するためには、猫の対策が重要であり、中でも飼い主のいない猫対策がことのほか重要となる。

## 5 徳島県動物愛護管理推進計画

動物愛護管理推進計画(以下「推進計画」という。)は、「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」の実現に向けて、徳島県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としている。本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間としているが、状況の変化に適切に対応するため、策定後概ね5年を目途にその見直しを行うものとしている。

推進計画の基本方針については、次のとおりである。

- (1) 連携、協働による施策の推進
- (2) 飼い主責任の徹底
- (3) 地域における取り組みに対する支援
- (4) 殺処分頭数減少の取り組み

動物の殺処分頭数の減少を図ることは、本県の最も重要な課題である。

飼い主責任の徹底、譲渡事業の推進、所有者明示措置の推進等とともに、その他の施策との相互効果により殺処分数の減少を図ることとしており、平成19年度(6,017頭)を基本として、平成24年度までの5年間で殺処分数の半減を、25年から29年までの後半の5年間でさらに削減し、10年後に10分の1(600頭)を目指している(図8)。

- (5) 学校飼育動物対策の推進
- (6) 動物取扱事業者等に対する啓発の推進
- (7) 災害時の動物救護対策の推進
- (8) 動物由来感染症に関する普及啓発・調査研究

## 6 重点事業

### (1) 地域猫活動普及推進モデル事業

地域猫活動は、地域に生息する特定の飼い主のいない猫を地域住民が中心となったグループが不妊去勢手術を受けさせた上で飼養管理するもので、猫を殺すことなく、これら猫と共生しつつ、同時に猫による被害を軽減するもので、通常、特定の飼い主のいない猫の寿命は4～5年とされていることから、数年後に地域における飼い主のいない猫がいなくなることを目的としている。

センターでは、飼い主のいない猫対策として、猫に関する苦情のある地域に対して地域猫活動の導入を推奨している。

地域住民においては、地域住環境の改善と動物愛護精神の観点においてこれを両立するとのできる地域猫活動について一定の理解を示すものの、これに係る経費特に不妊・去勢手術に係る経費負担について住民間で理解が深まらず地域猫活動計画が頓挫するケースが多い。

このことから、住民の理解と協力が得られる地域を動物愛護推進員等の支援のもとモデル地域として指定し、当該地域における地域猫の手術をセンターにおいて実施することにより、住民における経費負担を軽減しながら、まずは、地域猫活動の正確な理解と有用性について住民の理解と啓発を推進し、地域猫活動の普及推進を図ることとしている。

また、事業の前後でアンケート調査を実施し、その結果等含めた地域猫活動の内容を市町村広報誌に掲載するとともに、徳島県動物愛護推進協議会に協力を求め、普及広報を図ることとしている。

### (2) 個体識別措置普及推進事業

迷子動物が速やかに飼い主に返還されるためには、所有者の明示を行うことが重要である。また、所有者を明示することにより、所有者としての自覚を促し、動物による迷惑行為、安易な動物の飼育放棄や遺棄の防止が期待される。

センターでは、迷子札の装着やマイクロチップ(以下「MC」という。)による個体識別措置の普及啓発に努め



ている。特にMCによる個体識別推進事業を実施しておりその概要は次のとおりである。

#### ア 譲渡動物及び返還動物へのMCの埋め込み事業

センターにおいて、動物の譲渡時にMCを埋め込み、譲渡者を通じて地域での一層の普及啓発を図り、MCによる個体識別措置の実施率の向上を図るものである。

#### イ 譲渡者へのアンケート調査

MCによる個体識別措置を実施した動物を譲渡する際に新たな飼い主に対するアンケート調査を実施し、MCの認知度や普及における問題点を把握するとともに、併せて飼い主への啓発を推進する。

#### ウ マイクロチップリーダーの実証試験

MCが埋め込まれている動物について、専用据置きリーダーで確実に読み取る方法について実証を行い、センターでの普及促進にあたり参考とする。

#### (3) 動物由来感染症対策事業

人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発やその発生動向が適切に把握できる環境を整備することにより、人と動物がともに健康に暮らせる地域づくりを目指している。

このため、平成16年度に徳島県動物由来感染症対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、①医療、獣医療関係者及び地域住民に対し、人と動物の共通感染症に係る正しい知識の普及啓発、②人と動物の共通感染症の情報収集、分析、提供体制の整備、③医療、獣医療及び行政担当部局との連携強化等について検討を行っている。

また、動物愛護管理センターに収容された動物を中心とした、動物由来感染症に係るモニタリング調査などの取り組みを積極的に進めており、その結果を検討会に報告するとともに、学会等で発表している。近年の発表演題は次のとおりである。

「徳島県で収容した犬の日本紅斑熱の抗体調査について」（平成18年）、「間接ペルオキシダーゼ反応を用いた放浪犬等における日本紅斑熱及びつつがむし病抗体価測定状況」（平成19年）、「動物愛護管理センターに収容されたイヌの狂犬病抗体の保有状況について」、「徳島県下の犬の野兎病抗体保有状況」（平成22年）

また、検討会による審議を経て、平成18年には「徳島県狂犬病発生時の対応マニュアル」を策定し、その実行性等を検証するため、平成19年にセンターで、厚生労働省、国立感染症研究所、保健所、市町村等関係者出席のもとシミュレーションを実施するなど、関係機関の連携強化と危機管理対応に努めている。

## 7 崖っぶち犬

平成18年11月22日、徳島市内、眉山中腹の崩落防

止壁から一頭の野犬が救出された。後に「リンリン」と名付けられるこの犬の救出劇は、「崖っぶち」という言葉とコンクリート壁に取り残された犬の映像とともに一時期、全国的に過剰なまでの報道とともに、センターを巻き込んだ大騒動となった。

この一連の「リンリン」騒動の背景に私たちが垣間見たものは、動物の習性等を理解せず、十分な知識のないまま、一時の感情や気まぐれで動物を飼い始め、終生飼養することなく、捨てたり、行政機関に引き取らせるなど動物たちの命に責任を持つことのない人間の身勝手さと事象の表面だけを捉えて面白がり騒ぎ立てる軽薄さであった。

さて、リンリンは、紆余曲折を経て、今はセンターで元気に暮らしており、人間の身勝手さにより不幸な末路をたどる動物たちの象徴として、動物の適正な飼養管理の啓発に一役買っている。

なお、リンリンに対してセンターで行った社会化等行動矯正については、「社会化不足により人や場所等を恐れる成犬の薬物療法を併用した行動療法の一症例」として学会発表した。

## 8 おわりに

言うまでもなく、一般的に動物にとっての幸せとは、心やさしい飼い主のもとで、適切な社会化としつけ、食事と運動、病気の予防と治療といった精神的安定や健康と安全の確保のうえに暮らし、できるならご近所の人にも愛され、最期は、家族である飼い主に看取られてその一生を終えることであろう。

また、人にとっては、動物の命に対する責任と社会的責任を自覚しながら、日々の暮らしの中で心のうおいとやすらぎ、喜びや悲しみを共有する家族として、地域の構成員としてともに暮らす、そして動物とその生活環境に対する寛容さ持ち合わせることはないだろうか？

動物を飼っている人も飼っていない人も、動物の好きな人も嫌いな人も、動物愛護団体の人も、獣医師も、動物取扱業にたずさわる人も、そして私たち動物行政にたずさわる者も、もう一度自らを見つめ直し、互いに理解し、譲り合いながら、人と動物がともに暮らせる喜びとうるおいのある地域づくりの実現のためにもっと努力しなければならない。

当センターは、全国のいわゆる動物愛護センターと称される施設としては後発の部類に属し、まだまだ先進自治体には及ばない部分も多々あるが、徳島の県民性や風土に根ざした徳島ならではの取り組みを進め、徳島スタイルの動物愛護管理行政を推進していくこととしたい。